

平成 23 年 2 月 2 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都渋谷区南平台町 1 番 10 号

ジャパン・オフィス投資法人

代表者名 執行役員 田崎 浩友

(コード番号：8983)

資産運用会社名

いちごリートマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 織 井 渉

問合せ先 常務取締役管理統括 石 原 実

TEL. 03-6416-1284

規約の変更、役員及び会計監査人の選任に関するお知らせ

ジャパン・オフィス投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、2011 年 3 月 4 日に開催する予定の第 4 回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)において、規約の変更、役員及び会計監査人の選任について下記のとおり付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、後記の規約の変更、役員及び会計監査人の選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の変更について

変更の理由は以下のとおりです。

(1) 第 1 条関係

本投資法人の商号を「いちご不動産投資法人」に変更いたします。

本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社は、同社の株式が 2011 年 1 月 11 日付でいちごグループホールディングス株式会社(以下「IGH」といいます。)へ譲渡されたことに伴い、同日付でいちごリートマネジメント株式会社へと商号変更を行いました。

IGH の商号の「いちご」は千利休の高弟であった山上宗二が説いた茶人の心構えである「一期一会」に由来しており、IGH グループは、一期一会のもつ「人との出会いを大切に」という精神を理念とし、各ステークホルダーの方々とは強固な信頼関係を築くことを目指しております。本投資法人も、IGH グループの REIT 事業として明確に位置づけ、この理念を共有し、投資主を始めとしたすべてのステークホルダーの皆様との誠実かつ長期的な関係を構築し、更なる成長を目指すべく、商号変更を実施するものです。

(2) 第 3 条、第 39 条関係

本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が、2011 年 4 月 25 日付で東京都千代田区に本店移転を予定していることに伴い、資産運用業務の効率化のため本投資法人も東京都千代田区へ移転すべく本店所在地の変更を行うものです。

(3) 第 20 条関係

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。)、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)に規定している補欠役員の選任について、規約に明記するものです。

(4) 第 34 条関係

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人に係る課税の特例規定の適用を受けるための要件のうち、支配配当の額に係る要件の計算の基礎となる金額が配当可能利益の額に変更されたことに伴い、必要な字句等の修正を行うものです。

(5) 第 37 条関係

現在、本投資法人が負担している運営上の費用を、規約に明記するものです。

(6) 別紙 1 資産運用の対象及び方針 3. (2)、別紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. (2)、2. (2) 関係

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。）改正により、投信法上の特定資産となっている信託受益権の信託財産が「土地の貸借権」に限定されなくなっていることから、当該変更を実施するものです。

(7) 別紙 1 資産運用の対象及び方針 3. (5) 関係

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）その他の法令に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権を投資対象に含めるべく、当該変更を実施するものです。

(8) その他、上記変更に伴い、必要な字句等の修正を行うものです。

2. 役員の選任について

本投資法人の執行役員である田崎浩友は、2011 年 3 月 5 日をもって任期満了となるため、2011 年 3 月 6 日を始期として執行役員 1 名を選任するものです。任期は、規約の定めにより、選任される 2011 年 3 月 4 日から 2 年となります。

なお、本投資法人のガバナンス強化の観点から、執行役員候補者を、資産運用会社はもちろん IGH グループとの利害関係の無い、独立性の高い者といたしました。

また、監督役員である権田安則及び伊藤哲男は、2011 年 3 月 5 日をもって任期満了となるため、2011 年 3 月 6 日付で監督役員 2 名を選任いたします。さらに、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員及び補欠監督役員 1 名を選任いたします。

(1) 執行役員及び監督役員候補者

執行役員 村松 成一（新任）

監督役員 権田 安則（重任）

監督役員 伊藤 哲男（重任）

(2) 補欠執行役員候補者

補欠執行役員 織井 渉（新任）

(3) 補欠監督役員候補者

補欠監督役員 小倉 秀夫（重任）

（役員の選任の詳細については、添付資料「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3. 会計監査人の選任について

本投資法人の会計監査人の選任を下記の通りお願いするものです。

(1) 異動年月日

2011 年 7 月 26 日（予定）（第 10 期有価証券報告書に係る監査報告書受領日の翌日とします。）

(2) 就退任する公認会計士等の概要

① 就任する会計監査人の概要

名称	太陽 ASG 有限責任監査法人
所在地	東京都港区赤坂 8 丁目 5 番 26 号 赤坂 DS ビル西館

② 退任する会計監査人の概要

名称	新日本有限責任監査法人
所在地	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号 日比谷国際ビル

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

2007 年 4 月 26 日

(4) 退任する公認会計士等が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

本投資法人と新日本有限責任監査法人の間での、第 10 期（2010 年 11 月 1 日から 2011 年 4 月 30 日まで）に係る投信法の規定に基づく計算書類の監査実施のための監査契約の満了を迎えるにあたり、監査報酬の見直しを企図し入札を実施いたしました。この結果、新たに太陽 ASG 有限責任監査法人との間で第 11 期（2011 年 5 月 1 日から 2011 年 10 月 31 日まで）に係る監査契約を締結することといたしますので、本投資主総会において、新たに会計監査人の選任をお願いするものです。

(6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見はないとの申し出を受けております。

(7) 退任する公認会計士が(6)の意見を表明しない理由及び退任する公認会計士等に対し、意見の

表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

（会計監査人の選任の詳細については、添付資料「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

4. 日程

2011 年 2 月 2 日 第 4 回投資主総会提出議案の役員会承認

2011 年 2 月 17 日 第 4 回投資主総会招集通知の発送（予定）

2011 年 3 月 4 日 第 4 回投資主総会（予定）

<添付資料>

第 4 回投資主総会招集ご通知

以 上

※ 本資料の配布先：兜町クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.japan-office.co.jp>

投資主各位

平成23年2月17日

東京都渋谷区南平台町1番10号
ジャパン・オフィス投資法人
執行役員 田崎浩友

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成23年3月3日（木曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. （記載省略）

敬具

記

1. 日 時：平成23年3月4日（金曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区六本木一丁目6番1号

泉ガーデンタワー7階 泉ガーデンコンファレンスセンターROOM1

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。なお、会場が前回と異なっておりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件
- 第6号議案：会計監査人選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちごリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.japan-office.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第1条関係

本投資法人の商号を「いちご不動産投資法人」に変更いたします。

本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社は、同社の株式が平成23年1月11日付でいちごグループホールディングス株式会社（以下「IGH」といいます。）へ譲渡されたことに伴い、同日付でいちごリートマネジメント株式会社へと商号変更を行いました。

IGHの商号の「いちご」は、千利休の高弟であった山上宗二が説いた茶人の心構えである「一期一会」に由来しており、IGHグループは、一期一会のもつ「人との出会いを大切に」という精神を理念とし、各ステークホルダーの方々と強固な信頼関係を築くことを目指しております。

本投資法人も、IGHグループのREIT事業として明確に位置づけ、この理念を共有し、投資主を始めとしたすべてのステークホルダーの皆様との誠実かつ長期的な関係を構築し、更なる成長を目指すべく、商号変更を実施するものです。

(2) 第3条、第39条関係

本投資法人が資産運用委託契約を締結する資産運用会社が、平成23年4月25日付で東京都千代田区に本店移転を予定していることに伴い、資産運用業務の効率化のため本投資法人も東京都千代田区へ移転すべく本店所在地の変更を行うものです。

(3) 第20条関係

投信法、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に規定している補欠役員の選任について、規約に明記するものです。

(4) 第34条関係

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人に係る課税の特例規定の適用を受けるための要件のうち、支払配当の額に係る要件の計算の基礎となる金額が配当可能利益の額に変更されたことに伴い、必要な字句等の修正を行うものです。

(5) 第37条関係

現在、本投資法人が負担している運営上の費用を、規約に明記するものです。

(6) 別紙1 資産運用の対象及び方針 3.(2)、別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日 1.(2)、2.(2) 関係

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）改正により、投信法上の特定資産となる信託受益権の信託財産が「土地の賃借権」に限定されなくなっていることから、当該変更を実施するものです。

(7) 別紙1 資産運用の対象及び方針 3.(5) 関係

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）その他の法令に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権を投資対象に含めるべく、当該変更を実施するものです。

(8) その他、上記変更に伴い、必要な字句等の修正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総 則 第1条（商 号） 本投資法人は、 <u>ジャパン・オフィス投資法人</u> と称し、英文では <u>JAPAN OFFICE Investment Corporation</u> と表示する。 第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。	第1章 総 則 第1条（商 号） 本投資法人は、 <u>いちご不動産投資法人</u> と称し、英文では <u>Ichigo Real Estate Investment Corp.</u> と表示する。 第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。

現 行 規 約	変 更 案
第４章 役員及び役員会 第20条（役員の選任及び任期） １．（記載省略） （新設） ２． 役員の任期は、選任後２年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 第９章 計 算 第34条（金銭の分配の方針） （記載省略） （１）利益の分配 ① （記載省略） ② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第１項に規定される本投資法人の配当可能<u>所得の金額</u>（以下「配当可能<u>所得の金額</u>」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。	第４章 役員及び役員会 第20条（役員の選任及び任期） １．（現行どおり） ２． <u>前項の決議をする場合には、法令で定めるところにより、役員が欠けた場合又は投信法若しくは前条で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。</u> ３．（同左） 第９章 計 算 第34条（金銭の分配の方針） （現行どおり） （１）利益の分配 ① （現行どおり） ② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第１項に規定される本投資法人の配当可能<u>利益の額</u>（以下「配当可能<u>利益の額</u>」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。

現 行 規 約	変 更 案
(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 (3) ～ (5) （記載省略） （新設）	(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 (3) ～ (5) （現行どおり） <u>第37条（費用）</u> <u>本投資法人は、本投資口の発行及びその他運用資産の運用に係る以下の費用を負担するものとする。</u> <u>(1) 投資口の発行に関する費用（券面の作成、印刷及び交付等に係る費用を含む。）</u> <u>(2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出等に係る費用</u> <u>(3) 目論見書の作成、印刷及び交付等に係る費用</u> <u>(4) 財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付等に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含む。）</u> <u>(5) 本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用</u> <u>(6) 本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用</u> <u>(7) 投資主総会及び役員会開催に係る費用及び公告に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付等に係る費用</u>

現 行 規 約	変 更 案
第37条（消費税及び地方消費税） （記載省略） （新設） 制定 平成17年11月14日 改訂 平成17年12月28日 改訂 平成19年 9 月14日 改訂 平成21年 3 月 6 日 別紙 1 資産運用の対象及び方針 3. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲 （2）（記載省略） ①～④ （記載省略）	<u>（8）執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等</u> <u>（9）運用資産の取得、管理、売却等に係る費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含む。）</u> <u>（10）借入金及び投資法人債に係る利息</u> <u>（11）本投資法人の運営に要する費用</u> <u>（12）その他前各号に類する費用で役員会が認めるもの</u> 第38条（消費税及び地方消費税） （現行通り） <u>第39条（本店の所在地に関する経過措置）</u> <u>第3条の規定は、平成23年4月25日に効力が発生するものとし、効力発生日の前日までは従前どおり次の規定のとおりとする。なお、平成23年4月25日をもって本条を削除する。</u> <u>第3条（本店の所在地）</u> <u>本投資法人は、本店を東京都渋谷区に置く。</u> 制定 平成17年11月14日 改訂 平成17年12月28日 改訂 平成19年 9 月14日 改訂 平成21年 3 月 6 日 <u>改訂 平成23年 3 月 4 日</u> 別紙 1 資産運用の対象及び方針 3. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲 （2）（現行どおり） ①～④ （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
⑤ 不動産、<u>土地</u>の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。） ⑥～⑧ （記載省略） (5) 本投資法人は、必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。 ①～⑤ （記載省略） （新設） <u>⑥</u> 不動産等への投資に付随して取得が必要となるその他の権利 別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. （記載省略） (1) （記載省略） (2) 不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権 （記載省略） (3) ～(10) （記載省略） 2. （記載省略） (1) （記載省略） (2) 不動産、<u>土地</u>の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分 （記載省略）	⑤ 不動産、<u>不動産</u>の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。） ⑥～⑧ （現行どおり） (5) 本投資法人は、必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。 ①～⑤ （現行どおり） <u>⑥</u> <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u> <u>⑦</u> （同左） 別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日 1. （現行どおり） (1) （現行どおり） (2) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権 （現行どおり） (3) ～(10) （現行どおり） 2. （現行どおり） (1) （現行どおり） (2) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分 （現行どおり）

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員田崎浩友は、平成23年3月5日をもって任期満了となるため、平成23年3月6日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本投資法人のガバナンス強化の観点から、資産運用会社及びIGHグループとの利害関係の無い、独立性の高い執行役員候補者です。

本議案において、執行役員の任期は、規約第20条第2項（第1号議案による規約変更後は同条第3項）の規定により、選任される平成23年3月4日より2年間となります。

なお、本議案は、平成23年2月2日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴	
村 松 成 一 (昭和23年3月23日)	昭和46年9月	ファースト・ナショナル・シティ・バンク（現シティバンク） 入行
	平成5年3月	スイス・ユニオン銀行（現UBS銀行） 入行
	平成14年7月	パシフィックマネジメント株式会社（現パシフィックホールディングス株式会社） 監査役
	平成15年3月	パシフィック・レジデンシャル株式会社（現ADインベストメント・マネジメント株式会社） 監査役
	平成17年2月	パシフィック・コマーシャル・インベストメント株式会社（現パシフィックコマーシャル株式会社） 監査役
	平成20年2月	パシフィックリアルティ株式会社（現株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント） 監査役
	平成21年6月	第一化成株式会社 監査役（現任）

上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員である砥綿久喜の前の投資主総会における選任の決議の効力は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第163条第3項の定めにより、本投資主総会開始の時までとなっていることから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、平成23年2月2日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴	
織 井 渉 (昭和41年6月7日)	平成2年4月	東急不動産株式会社 入社
	平成10年11月	パシフィックマネジメント株式会社（現パシフィックホールディングス株式会社） 入社
	平成13年6月	同社 取締役投資企画本部担当
	平成17年12月	同社 取締役営業本部担当
	平成21年2月	同社 代表取締役社長
	平成22年8月	アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社 （現いちごグループホールディングス株式会社） 顧問
	平成22年9月	同社 常務執行役営業戦略部担当
	平成23年1月	同社 執行役副社長営業戦略部担当（現任） いちごリートマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任）

上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員権田安則及び伊藤哲男は、平成23年3月5日をもって任期満了となるため、あらためて平成23年3月6日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、規約第20条第2項（第1号議案による規約変更後は同条第3項）の規定により、選任される平成23年3月4日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
1	権 田 安 則 (昭和32年2月22日)	昭和59年4月 昭和62年11月 平成2年7月 平成3年7月 平成17年11月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 小松・友常法律事務所 入所 東京平河法律事務所 入所 ペンシルヴァニア大学ロースクール留学 ニューヨーク州司法試験合格 東京平河法律事務所 パートナー（現任） クリード・オフィス投資法人（現ジャパン・オフィス投資法人） 監督役員（現任）
2	伊 藤 哲 男 (昭和50年6月6日)	平成9年10月 平成13年4月 平成16年2月 平成17年12月 平成18年9月 平成19年10月 平成21年3月 平成21年11月	KPMGセンチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 入所 公認会計士登録 KPMG LLP ニューヨーク事務所 入所 伊藤哲男公認会計士事務所 開業 所長（現任） 株式会社フェニックス・アカウンティング・グループ 設立 代表取締役社長（現任） 表参道公認会計士共同事務所 設立 パートナー（現任） ジャパン・オフィス投資法人 監督役員（現任） 表参道税理士法人 設立 代表社員（現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員である小倉秀夫の前回の投資主総会における選任の決議の効力は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第163条第3項の定めにより、本投資主総会開始の時までとなっております。監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴	
小 倉 秀 夫 (昭和43年5月30日)	平成4年3月	早稲田大学法学部卒業
	平成6年4月	弁護士登録（東京弁護士会） 東京平河法律事務所 入所
	平成12年4月	中央大学法学部兼任講師就任（現任）
	平成13年4月	東京平河法律事務所 パートナー（現任）
	平成19年9月	クリード・オフィス投資法人（現ジャパン・オフィス投資法人） 補欠監督役員（現在に至る）

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 会計監査人選任の件

本投資法人と新日本有限責任監査法人の間での、第10期（平成22年11月1日から平成23年4月30日まで）に係る投信法の規定に基づく計算書類の監査実施のための監査契約の満了を迎えるにあたり、監査報酬の見直しを企図し入札を実施いたしました。結果、新たに太陽ASG有限責任監査法人との間で第11期（平成23年5月1日から平成23年10月31日まで）に係る監査契約を締結することといたしますので、本投資主総会において、新たに会計監査人の選任をお願いするものです。

会計監査人の候補者は次のとおりです。

名称 (主たる事務所の所在場所)	沿革
太陽ASG有限責任監査法人 (東京都港区赤坂8丁目5番26号 赤坂DSビル西館9階)	昭和46年9月 太陽監査法人設立
	昭和60年9月 元監査法人設立
	平成3年4月 アクタス監査法人設立
	平成6年10月 グラント・ソントン インターナショナル 加盟
	平成11年4月 元監査法人とアクタス監査法人が合併しアクタス元監査法人となる
	平成13年7月 エーエスジー監査法人に社名変更（平成15年2月よりASG監査法人）
	平成18年1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる
	平成20年7月 有限責任組織形態に移行 太陽ASG有限責任監査法人となる（現在に至る）

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第6号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場 ご案内図

場 所：東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

泉ガーデンタワー7階

「泉ガーデンコンファレンスセンターROOM 1」



最寄駅：東京メトロ南北線

〈六本木一丁目駅〉 駅改札口直結

: 東京メトロ日比谷線

〈神谷町駅〉 4 b 出口より徒歩6分